

令和6年6月10日付吹田市公告第395号に係る一般競争入札への質疑に対する回答

(吹田市債権管理システム構築及び運用保守業務)

質 疑 事 項 (仕様書 : 1 頁)

第2 契約期間 1 及び 2 について、構築開始及び令和8年1月のシステム稼働日程を変更することは可能でしょうか。

回 答

構築開始日程については、契約締結後、本市と協議の上、決定していくものと考えています。また、吹田市システム等標準化方針に基づき、現在の仕様において、令和8年1月のシステム稼働日程は変更できません。